

洪水ハザードマップの改訂

☎防災安全課 ☎0299-90-1126

市では、3月に改定した洪水ハザードマップを、4月から地区加入者へ配布しています。地区に加入していない方は、市内の公共施設で入手できます。

台風災害などに備え、自宅や学校、勤務先などの洪水浸水想定や指定緊急避難場所の位置、避難経路などを確認しておきましょう。



配布場所	
神栖地域	波崎地域
神栖市役所	波崎総合支所・防災センター
保健・福祉会館	矢田部公民館
かみす防災アリーナ	若松公民館
中央公民館	波崎東ふれあいセンター
中央図書館	はさき生涯学習センター
うずも図書館	矢田部ふれあい館
平泉コミュニティセンター	はさき福祉センター
大野原コミュニティセンター	女性・子どもセンター
うずもコミュニティセンター	波崎西児童館
平泉児童センター	若松児童館
軽野児童館	波崎体育館
大野原児童館	神栖市教育センター
うずも児童館	はさき保健・交流センター
歴史民俗資料館	



神栖地域



波崎地域

たじまやま

～日川Ⅱ-1地区、但馬山Ⅱ地区～

地籍調査にご協力ください

☎地籍調査課 ☎0299-90-1160(神栖地区)
☎0299-90-1156(波崎地区)

地籍調査とは「国土調査法」に基づいて行なわれる土地の基礎調査です。調査により土地の情報を明確にすることで、土地資産の保護や境界トラブルの防止に役立ちます。また、災害時の復旧作業の迅速化や公共事業の効率化にも効果があります。

地籍調査は、皆さんの大切な土地を後世に残すための重要な事業です。

調査対象地区＝日川Ⅱ-1地区、但馬山Ⅱ地区

震災などの影響により休止していた日川Ⅱ地区の調査を、日川Ⅱ-1地区から順次再開します。

対象となる土地所有者に通知文を送付します。ご不明な点は、お問い合わせください。

お願い

立ち会いを行なう際は通知をお送りしますので内容をご確認ください。また、地籍調査により設置した杭(基準杭や立ち会いにより設置した杭)は、抜いたり動かしたりしないでください。

土地所有者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

地籍調査にかかる費用

費用は国・県・市が負担します。土地所有者の費用負担はありません。

◆調査対象地区内に土地を所有している皆さんへ

- 調査期間中は、皆さんの土地に市職員や測量業者が立ち入る場合があります。
- 一筆地調査の前に、隣接土地所有者と話し合い、境界を確認してください。すでに永久杭などにより境界がはっきりしている場合でも、再度位置を明確にしておいてください。

※市は、境界を決めることはできません

地籍調査の進め方

①説明会

実施地区の土地所有者を対象に、事業内容の説明を行ないます。



②一筆地調査

土地所有者などの立ち会いのもと、土地一筆ごとに「地番」・「地目」・「境界」の確認を行ないます。



③地籍測量

②で実施した境界点の測量を行ない、地球上の座標値と結び付け、面積を測定します。



④成果の閲覧

作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を、20日間の閲覧期間を設け、土地所有者に確認していただきます。



⑤法務局(登記所)に送付

確認された地籍簿と地籍図により登記所の土地登記簿が更新され、地籍図が地図として備え付けられます。

